

令和7年度 障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する調達方針の概要（福井県）

1. 福井県による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本的方向

- (1) 分野を限定することなく調達を推進すること。
- (2) 調達に関する他の施策等との調和を図ること。

2. 優先的に障がい者就労施設等から調達すべき物品等の種類その他の障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本的事項

- (1) 障がい者就労施設等が供給できる物品等の特性を踏まえつつ、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に努めること。
- (2) 予算の適正な使用等に留意しつつ、随意契約を活用する場合には、障がい者就労施設等からの調達の推進に配慮するよう努めること。
- (3) 調達に当たっての仕様等は必要十分かつ明確にするとともに、予定価格は取引の実例価格等を考慮して適正に設定すること。
また、障がい者就労施設等がその特性により不当に排除されないようにする等、競争への参加の機会の確保に留意すること。
- (4) 物品等の計画的な発注を行うとともに、障がい者就労施設等に配慮した納期の設定に努めること。
- (5) 地域の障がい者就労施設等への発注に努めること。
- (6) 共同受注窓口を介した調達は、障がい者就労施設等からの調達に準じて取り扱うこと。

3. 障がい者就労施設等に対する福井県による物品等の調達に関する情報の提供に関する基本的事項

透明性の向上と公正な競争の確保に留意しつつ、物品等の調達に関する情報の障がい者就労施設等への提供促進に資するため、調達に関する情報およびそれらに係る落札結果等に関する情報を、ホームページへの掲載等により、障がい者就労施設等に提供する措置を講ずること。

4. その他障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する重要事項

- (1) 調達推進のための体制を整備すること。
- (2) 調達方針の作成における留意事項
 - ①原則として、県に属する全ての所属に適用すること。
 - ②毎年度、調達目標を設定すること。（目標額 前年度の実績を超える金額）
- (3) 調達実績の概要を取りまとめ、わかりやすい形で公表すること。